

「輸入穀類等検査要綱」
 (昭和46年2月6日45農政第2628号農政局長通達)の一部改正
 新旧対照表

(下線部は改正箇所)

改 正 後	現 行
(目的及び定義) 第1 1～2 [略] 3 この要綱で「輸入」とは、本船からはしけ、機帆船、陸揚場等への 卸下若しくは内航船への積替え又は航空機から飛行場内への卸下をい う。ただし、「海上コンテナ積輸入植物検査要領」(昭和47年8月2 4日付け47農政第4502号)及び「航空コンテナ等積替確認実施要領」 (昭和58年9月26日付け58農政第5594号)の規定による積替えのため の一時卸下を除くものとする。 4～8 [略]	(目的及び定義) 第1 1～2 [略] 3 この要綱で「輸入」とは、本船からはしけ、機帆船、陸揚場等への 卸下若しくは内航船への積替え又は航空機から飛行場内への卸下をい う。ただし、「海上コンテナ積輸入植物検査要領」(昭和47年8月2 4日付け47農政第4502号)及び「航空コンテナ積替確認実施要領」 (昭和58年9月26日付け58農政第5594号)の規定による積替えのため の一時卸下を除くものとする。 4～8 [略]